

平成29年第1回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成29年1月5日(木曜日) 14:36～14:59
(2) 会議の場所 市役所庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 16名

第1番	桑山尚久	第9番	秦昭一
第2番	山本健十郎	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第14番	岡田充
第7番	守谷博明	第15番	山下元
第8番	古川一豊	第16番	福田満壽夫

- (2) 欠席委員 なし

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 戸張博司 事務局次長 原道樹
係長 近藤常夫 主査 田中賢禪

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農地の相続税納税猶予適格者証明について
議案第2号 農用地利用集積計画について
議案第3号 農地の使用貸借権設定について
議案第4号 農地の転用に伴う所有権移転等について
参考事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6 議 事

14時36分開会

岡部部会長 皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。

今期も残り6カ月となりました。農地利用の最適化については、農地の受け手がいないため、農業を取り巻く状況は厳しくなっております。今季の残り6カ月については、各地区によって情勢は異なっているとは思いますが、来期の新体制にスムーズに移行できるようにご協力をお願いします。

それでは、ただいまから平成29年第1回新居浜市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

なお、議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号が意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において山下元委員と福田満壽夫委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第1号、農地の相続税納税猶予適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、相続税の納税猶予適格者証明願が提出されたので、当会の決議を求めます。

引き続きまして、提案説明をいたします。

2ページをお開きください。

1番、船木字池田、田2筆、畑1筆、面積計1,157平方メートルです。相続人は、船木在住、(1-1)さんです。被相続人は、(1-2)さんです。証明内容は、被相続人との続柄は長男、同居・別居の別は別居、相続開始年月日は、平成28年5月20日です。

岡部部会長 ありがとうございます。以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田1筆、畑5筆面積5,783平方メートルでございます。

4ページをお開きください。

申請は、1番の(2-1)さん及び2番の(2-2)さんの2件でございます。

内訳といたしましては、期間、2年9か月が1件、3年3か月が1件、利用権の種類は、いずれも使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上、1番および2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第1番の1件でございます。

6ページをお開きください。

第1番は萩生字旦ノ上、田、1筆、面積1,072平方メートル、大生院字栗林、畑、1筆、面積495平方メートル、2筆の合計面積1,567平方メ

ートル、譲受人は、市内在住の（3－1）さんです。

譲受人は現在、1.5反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を使用貸借する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

岡部部会長 ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきまして、地元農業委員であります、合田有良委員および秦昭一委員よりご報告いただきたいと思っております。それでは、まず合田委員よろしく申し上げます。

合田委員 譲受人は、高齢ですが非常に几帳面な方であります。申請地については、保全管理農地であります。今回の申請については、譲受人は、非常に元気で農業に対して熱心でありますので、今回の申請については、結構なことであると思われれます。

秦委員 譲受人と譲渡人は、親戚関係になります。申請地は、各種季節野菜を作付しており、3条の各許可要件を満たしていると思われれますので、ご審議よろしく申し上げます。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数

は、22件であります。

8ページをお開きください。

1番、萩生字旦ノ上、畑1筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

2番、高津町、田1筆、譲受人は、(4-2)さん外1名。内容は、自己住宅72.87平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。なお、農用地の除外があります。

3番、東田一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、自己住宅122.21平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

9ページをご覧ください。

4番、阿島二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、自己住宅105.99平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

5番、船木字国領、畑2筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、自己住宅144.06平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

6番、宇高町四丁目、田1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、自己住宅93.98平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

10ページをお開きください。

7番、北内町二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、宅地分譲(1区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

8番、中筋町一丁目、畑2筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

9番、桜木町、田1筆、譲受人は、(4-9)さん外1名。内容は、自己住宅52.17平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立東中学校・市立市民体育館が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

10番、高田一丁目、田1筆、譲受人は、(4-10)さん。内容は、太陽光発電施

設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11番、坂井町三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、仮設工事事務所51.80平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、賃借権で期間は1年です。

12番、垣生二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-12)さん外1名。内容は、自己住宅61.60平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

12ページをお開きください。

13番、上原一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-13)さん。内容は、自己住宅103.23平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

14番、桜木町、畑1筆、譲受人は、(4-14)さん。内容は、自己住宅68.73平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

15番、萩生字河ノ北、畑1筆、譲受人は、(4-15)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

13ページをご覧ください。

16番、萩生字河ノ北、畑1筆、譲受人は、(4-16)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

17番、田の上一丁目、畑2筆、譲受人は、(4-17)さん。内容は、自己住宅64.59平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

18番、東田二丁目、田1筆、譲受人は、(4-18)さん。内容は、住宅用地、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

19番、東田二丁目、田1筆、譲受人は、(4-19)さん。内容は、貸し露天資材置場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

20番、庄内町一丁目、田5筆、譲受人は、(4-20)さん。内容は、宅地分譲(2区画)、一体利用地として、宅地328.24平方メートルがあり、農地区分は、用途地域

であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

21番、西喜光地町、畑3筆、譲受人は、(4-21)さん。内容は、貸し店舗用地、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、賃借権で期間は30年です。

15ページをご覧ください。

22番、船木字下長野、畑2筆、譲受人は、(4-22)さん。内容は、事務所及び倉庫及び駐車場 228.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

また、1番から22番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

岡部部会長 以上、1番から22番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成29年第1回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

14時59分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。
新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員